

議案第7号

高根沢町情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部改正について

高根沢町情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成10年高根沢町条例第1号）の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和4年3月2日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町情報公開及び個人情報の保護に関する条例の一部改正の概要について

1 改正理由

令和4年4月1日に行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に一本化されることに伴い、所要の改正をしようとするものです。

2 改正内容

引用法律の修正

第2条第4号アで定義している「個人識別符号」の規定の引用を次のように改めます。

(変更前) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第3項

(変更後) 個人情報の保護に関する法律第2条第2項

3 施行日

令和4年4月1日

高根沢町条例第 号

高根沢町情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

高根沢町情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成10年高根沢町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 (4) ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項</u>に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p>	<p>(定義) 第2条 (4) ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（<u>行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項</u>に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。